

1. 会合名	「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」（第 12 回）
2. 日 時	平成 24 年 11 月 7 日（水）午前 10 時 ～ 11 時 15 分
3. 議 案	インサイダー取引対応方針への方向性について
4. 主な内容	議事に先立ち、事務局より、今般の増資インサイダー問題に関連する本協会、民主党、金融庁、東京証券取引所のこれまでの対応について説明が行われた。 引き続き、事務局より、平成 24 年 10 月 16 日開催の自主規制会議で承認された「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針」のうち、「法人関係情報の管理等に関連する自主規制規則等の見直し」部分の内容及び当該部分への対応の方向性の事務局案について説明が行われた。 その後、大要以下のとおり意見交換が行われた。本件については、今後、当該事務局案についてメンバーに意見照会を行い、その結果を踏まえて具体的な検討を行うこととなった。 （主な意見等） ・ 民主党の提言にあるプレ・ヒアリング（社内でのヒアリング、投資家へのヒアリング）については、本WGで議論の対象となるのか。 → 社内でのイン部門とアウト部門間のヒアリングについては、情報伝達手続の明確化という観点から本WGの議論の対象になる。（事務局） ・ 「（法人関係情報の）示唆情報の伝達手続」とあるが、そもそも示唆情報の伝達行為は禁止すべきではないか。示唆情報の伝達手続を検討する必要があるのかは疑問である。 → 原則は禁止と考えているが、社内でウォールクロス等させる場合に法人関係情報そのものだけではなく、示唆情報の伝達手続についても考えるべきではないかという問題意識で記載しているものである。（事務局） ・ 「アナリストが営業部門から問合せを受けた場合の対応」とあるが、基本的にはそのような問合せは禁止すべきではないのか。 → 原則は禁止と考えている。本WGの同意を得た上でどのように明文化等させていくかという問題と認識している。（事務局） ・ 法人関係情報というものは、日々刻々と内容が固まっていく性質があるので、どの段階から管理・規制する必要があるかという問題がある。今後、ガイドラインで整理することも含めて議論いただきたい。 ・ 「日常的なモニタリング態勢の構築」について、法人関係情報を取得する可能性は各社の業態により様々である。協会員全体にルール適用する際は、その点も考慮に入れていただきたい。 ・ 証券業務への関わりは会員と特別会員では異なる。ガイドライン等を作成するにあたっては、業態の差異を踏まえると定義に立ち返った議論、検討が必要と認識しており、各業態の業務内容等の違いを考慮に入れていただきたい。 → 皆様と相談しながら検討してまいりたい。（事務局） ・ 自主制裁の強化（過怠金及び不都合行為者の取扱い）についてはどのように議論されていくのか。 → いずれも、今後、自主規制会議等において検討する予定である。（事務局）

	以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問 い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）